

## 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート

## 男女共同参画市民アンケートご協力をお願い

日頃から、市政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

船橋市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成 13 年（2001 年）に初めての計画である「船橋市男女共同参画計画（f プラン）」を策定、平成 24 年（2012 年）に第 2 次計画、その後、5 年毎に計画を策定し、男女共同参画を推進するための様々な事業を実施してまいりました。

このアンケートは、第 5 次船橋市男女共同参画計画を来年度に策定するにあたり、広く市民の皆様にも男女平等男女共同参画に関する意識やご意見等をお聞きし、男女共同参画社会の形成に向けて、今後の施策に反映させていくための基礎資料とさせていただきます。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月 10 日

船橋市長 松戸 徹

※本アンケートは、住民基本台帳（令和 7 年 8 月 1 日時点）から 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為に選び、お送りしております。

※調査へのご回答方法は、下記のいずれかからお選びください。

- ① 本用紙に直接ご記入し、同封の返信用封筒（切手不要）でご返送（9 月 30 日までに投函ください）
- ② オンラインにてご回答（9 月 30 日 23 時 59 分まで受付） オンライン回答ページはこちら ⇒

オンライン  
回答用  
2次元コード

## 【問い合わせ先】

船橋市 市民生活部 市民協働課 男女共同参画係

TEL：047-436-2107（受付は 9～17 時、土日祝日除く）

Mail: danjo@city.funabashi.lg.jp

# 1 【男女共同参画について】 (全1問)

問1. あなたは、これらの言葉について聞いたことがありますか。また、意味を知っていますか。(それぞれ○は1つ)

	る 言葉も意味も知ってい	る 言葉は聞いたことがあ るが、意味は知らない	言葉も意味も知らない
(ア) 男女共同参画社会	1	2	3
(イ) ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3
<del>(オ)</del> (ウ) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	1	2	3
<del>(カ)</del> (エ) 配偶者等からの暴力 (DV)	1	2	3
<del>(キ)</del> (オ) デートDV	1	2	3
<del>(ク)</del> (カ) DV防止法	1	2	3
<del>(ケ)</del> (キ) セクシャル・ハラスメント	1	2	3
<del>(コ)</del> (ク) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント (マタニ ティ・ハラスメント等)	1	2	3
<del>(サ)</del> (ケ) アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	1	2	3
<del>(ソ)</del> (コ) LGBT (性的少数者)	1	2	3
<del>(タ)</del> (サ) SOGI (性的指向と性自認)	1	2	3
<del>(チ)</del> (シ) パートナーシップ宣誓	1	2	3
(ス) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1	2	3
(セ) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
<del>(ウ)</del> (ソ) 男女雇用機会均等法	1	2	3
<del>(エ)</del> (タ) 女性活躍推進法	1	2	3
<del>(サ)</del> (チ) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3
<del>(セ)</del> (ツ) LGBT理解増進法	1	2	3
<del>(チ)</del> (テ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	1	2	3

【用語の定義】

(ア) 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

(イ) ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）

男性・女性であることに基づく社会的・文化的な性差

~~(オ)~~ (ウ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章）

~~(カ)~~ (エ) 配偶者等からの暴力（DV）

配偶者やパートナーなど、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをDV（ドメスティック・バイオレンス）といい、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力も含まれる

~~(キ)~~ (オ) デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと

~~(ク)~~ (カ) DV防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に施行された法律

~~(ケ)~~ (キ) セクシャル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと

~~(コ)~~ (ク) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント等）

妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・契約変更・降格する等の不利益な取扱いをすること

~~(シ)~~ (ケ) アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため「無意識の思い込み」「無意識の偏見」と呼ばれる

~~(ス)~~ (コ) LGBT（性的少数者）

代表的な性的少数者の頭文字をとって作られた言葉。

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）

T：トランスジェンダー（心とからだの性が一致しない人）

~~(ソ)~~ (サ) SOGI（性的指向と性自認）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）のアルファベットの頭文字をとって作られた言葉

※性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念

※性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念

SOGIは、LGBTといった特定の人の属性を表すわけではなく、“全員が多様な性の当事者である”ことを示す言葉

~~(タ)~~ (シ) パートナーシップ宣誓

2者が互いを人生のパートナーとして宣言し、地方自治体が婚姻と同等の関係を証明（証明書や証明カードを交付）する制

度

(ス) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康及と権利。性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害など、女性の生涯にわたる健康の問題に対応し、健康を確保することを意味します。

(セ) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年に施行された法律

~~(ウ)~~ (ソ) 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和47年に施行された法律

~~(エ)~~ (タ) 女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年に施行された法律

~~(サ)~~ (チ) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として平成30年に施行された法律

~~(セ)~~ (ツ) LGBT理解増進法

正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」で、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として令和5年に施行された法律

~~(チ)~~ (テ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

女性が女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とし、人権の擁護を図るとともに男女平等の実現に資することを目的として令和6年に施行された法律

~~(ツ)~~ (ト) 千葉県多様性尊重条例

正式名称は「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」で、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図ること目的として、令和6年1月1日に施行された条例

## 2 【男女の平等感について】（全2問）

問2. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか。（○は1つ）

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない

問3. あなたは、次の場面で男女の地位はどのようになっていると思いますか。（それぞれ○は1つ）

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている
(ア) 家庭の中で	1	2	3	4	5
(イ) 職場の中で	1	2	3	4	5
(ウ) 地域の中で	1	2	3	4	5
(エ) しきたりや習慣	1	2	3	4	5
(オ) 法律や制度の上で	1	2	3	4	5
(カ) 政治の場で	1	2	3	4	5
(キ) 教育の場で	1	2	3	4	5
(ク) 社会全体として	1	2	3	4	5

### 3 【女性の活躍について】 (全3問)

問4. 厚生労働省の「令和5年度雇用均等基本調査」によると男性の育休等取得率は30.1%でした。近年、取得率は上昇傾向にありますが、女性の84.1%に比べると低い結果となっています。その主な要因としてあなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか。(○は1つ)

1. 職場の理解を得られないから
2. 仕事の量や責任が重いから
3. 昇進や昇給に影響する恐れがあるから
4. 休業後の職場復帰に不安があるから
5. 休業中は収入が減り、家計が苦しくなるから
6. 育児や介護への抵抗感が男性自身にあるから
7. 育児や介護は女性の役割だと思うから
8. その他 ( )
9. わからない

問5. あなたは、事業所（企業）における女性従業員の管理職登用についてどのようにお考えですか。(○は3つまで)

1. 女性従業員の意欲向上につながる
2. 事業所の成長につながる
3. 事業所の利益につながる
4. 優秀な人材の確保・定着につながる
5. 外部の評価・事業所イメージの向上につながる
6. 就職希望者の増加につながる
7. 退職者の減少につながる
8. その他 ( )
9. 特にない

問6. あなたは、事業所（企業）において女性管理職を増やすことを含め、女性の活躍を推進する上でどのような課題があると思いますか。(○は3つまで)

1. 管理能力の面で、必要な知識や経験、判断力を有する適任者がいない、または少ない
2. 将来管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在のところその職に就くための在職年数などの条件を満たしていない
- ~~3. 勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまう(人材として育たない)~~
- ~~4. 3. ロールモデル(他の従業員の手本となる人物)がいない~~
- ~~5. 4. 時間外労働が多い、または深夜労働がある~~
- ~~6. 5. 出張や全国転勤がある~~
- ~~7. 6. 重量物の取扱いや危険有害業務について、法律上の制約がある~~
- ~~8. 就業環境の整備にコストがかかる~~
7. ソフト面の就業環境の整備(テレワークやフレックスタイム制など)がされていない
8. ハード面の就業環境の整備(更衣室やトイレなど)にコストがかかる

9. 女性従業員がいない

10. 女性は育児・介護等による制約が多い

11. 女性自身が望んでいない

12. 女性のキャリアアップに関する管理職の意欲や理解が不十分

13. 中間管理職や同僚の認識や理解が不十分

14. 顧客や取引先等から、男性の対応が求められる

15. 女性の活躍を推進する方法がわからない

16. その他 ( )

17. 特になし

#### 4 【仕事と家庭生活、地域活動について】（全4問）

問7. 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望に最も近いものと、あなたの現実にもっと近いものをお伺いします。（それぞれ○は1つ）

<希望>

1. 「仕事」優先
2. 「家庭生活」優先
3. 「地域・個人の生活」優先
4. 「仕事」と「家庭生活」優先
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」優先
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」優先
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先

<現実>

1. 「仕事」優先
2. 「家庭生活」優先
3. 「地域・個人の生活」優先
4. 「仕事」と「家庭生活」優先
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」優先
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」優先
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先

問8. 次にあげる日常的な事柄は主に誰がするかについて、あなたが、“夫婦が同居する場合に理想的と考えるもの”を選んでください。また、あなたの“現実にもっと近いもの”を選んでください。（それぞれ○は1つ）

<夫婦が同居する場合に理想的と考えるもの>

	主に夫	主に妻	らい 夫と妻が同じく	その他の人
(ア) 掃除	1	2	3	4
(イ) 洗濯	1	2	3	4
(ウ) 食事の支度	1	2	3	4
(エ) 食事のあとかたづけ	1	2	3	4
(オ) 日常の買い物	1	2	3	4
(カ) 育児子育て（食事）	1	2	3	4
(キ) 育児子育て（入浴・沐浴）	1	2	3	4

(ク) 育児子育て (トイレ・おむつ替え)	1	2	3	4
(ケ) 育児子育て (寝かしつけ、添い寝)	1	2	3	4
(コ) 育児子育て (保育園等の送迎)	1	2	3	4
(サ) 子育て (習い事の送迎)	1	2	3	4
<del>(サ)</del> (シ) 育児子育て (学校行事等への参加)	1	2	3	4
(ス) 子育て (宿題対応、教育、学校生活、弁当、給食準備等の支援)	1	2	3	4
(セ) 子育て (遊び相手)	1	2	3	4
<del>(シ)</del> (ソ) 育児子育て (病気の際の世話)	1	2	3	4
<del>(ス)</del> (タ) 親や病人の世話・介護 ※1 直接的な世話	1	2	3	4
<del>(セ)</del> (チ) 親や病人の世話・介護 ※2 外部サービスとの調整等	1	2	3	4
<del>(ソ)</del> (ツ) 役所・銀行等の手続き	1	2	3	4
(テ) ごみ捨て	1	2	3	4

※1 直接的な世話 …… 食事や入浴等の世話を自身で行うこと

※2 外部サービスとの調整等 …… 各種外部サービスの手続き・連絡調整に関すること

<現実に最も近いもの>

	身が行う 単身等のため自	主に夫	主に妻	夫と妻が同じく らい	その他の人	該当しない
(ア) 掃除	1	2	3	4	5	6
(イ) 洗濯	1	2	3	4	5	6
(ウ) 食事の支度	1	2	3	4	5	6

(エ) 食事のあとかたづけ	1	2	3	4	5	6
(オ) 日常の買い物	1	2	3	4	5	6
(カ) 育児子育て (食事)	1	2	3	4	5	6
(キ) 育児子育て (入浴)	1	2	3	4	5	6
(ク) 育児子育て (トイレ・おむつ替え)	1	2	3	4	5	6
(ケ) 育児子育て (寝かしつけ、添い寝)	1	2	3	4	5	6
(コ) 育児子育て (保育園等の送迎)						
(サ) 子育て (習い事の送迎)	1	2	3	4	5	6
<del>(サ)</del> (シ) 育児子育て (学校行事等への参加)	1	2	3	4	5	6
(ス) 子育て (宿題対応、教育、学校生活、弁当、給食準備等の支援)	1	2	3	4	5	6
(セ) 子育て (遊び相手)	1	2	3	4	5	6
<del>(シ)</del> (ソ) 育児子育て (病気の際の世話)	1	2	3	4	5	6
<del>(ス)</del> (タ) 親や病人の世話・介護 ※1 直接的な世話	1	2	3	4	5	6
<del>(セ)</del> (チ) 親や病人の世話・介護 ※2 外部サービスとの調整等	1	2	3	4	5	6
<del>(ソ)</del> (ツ) 役所・銀行等の手続き	1	2	3	4	5	6
(テ) ごみ捨て	1	2	3	4	5	6

※1 直接的な世話 …… 食事や入浴等の世話を自身で行うこと

※2 外部サービスとの調整等 …… 各種外部サービスの手続き・連絡調整に関すること

問9. あなたは、男女がともに仕事と家庭生活を両立していくために、今後、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- |  |
|--|
| 1. 職場のトップの意識改革<br>2. 管理・監督職への周知の徹底・理解の促進 |
|--|

3. 従業員へのワーク・ライフ・バランス等の両立支援制度についての研修や情報提供
4. 育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援の充実
5. 育児・介護休業制度を利用しやすいように代替要員の確保
6. 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入
7. パート、派遣、契約社員などの非正規社員の労働条件を改善
8. 子育てや介護などを理由に退職した者を元の職場で再雇用する制度の導入
9. 賃金や昇進などの男女格差をなくす
10. 残業を減らすなど、年間労働時間を短縮
11. 男性中心の職場運用を見直す
12. 職場内に保育施設を整備
13. 仕事や職場環境についての相談窓口の充実
14. 男性が育児・介護。家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
15. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る
16. 社会の中で、男性による育児・介護・家事などについても、その評価を高める
17. その他 ( )

問10. あなたは、事業所（企業）が仕事と育児・介護の両立支援に取り組んだ場合、どのような課題があると思いますか。（○は3つまで）

1. 代替職員の確保など業務体制の確保が難しい
2. 両立支援策の導入に伴い、コストが増大する
3. 休業期間中の給与の支給
4. 異動、配置転換への支障がある
5. 定期昇給・定期昇格の取り扱い
6. 担当業務が遅滞する
7. 職場で周りの人の業務量が増える（他の従業員への負担の増加）
8. 職場内での人間関係のトラブル
9. 社会通念上、男性が育児・介護に参加しにくい
10. 育児・介護に関する休暇・休業が取りづらい雰囲気がある
11. 業務量が多く、日常的に労働時間が長いため、休暇取得率も低い
12. 顧客対応や長時間開店など、営業時間に制約がある
13. 管理職の認識が乏しい
14. 一般従業員の認識が乏しい
15. 情報やノウハウ不足により、制度の導入や運用が難しい
16. 効果を企業として数値等で把握しにくい
17. その他 ( )
18. 特にない

## 5 【性的少数者について】 (全3問)

問11. あなたは、性的少数者の~~方~~が社会的な差別や偏見を受けていると思いますか。(○は1つ)

1. そう思う ⇒問12へ
2. そう思わない ⇒問13へ
3. わからない ⇒問13へ

問12. (問11で「そう思う」と回答した方) 問11で「1. そう思う」を選んだ理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. いじめ(悪口、いやがらせなど)を受ける
2. 自らが認識する性とは異なる性のふるまい(服装、言葉遣いなど)を強要される
3. 性別で区分された設備(トイレなど)を使いづらい
4. 申請書などへの性別の記入
5. 周囲の理解が得られない
6. 就職、仕事、待遇などで不利・不当な扱いを受ける
7. 同性のパートナーとの関係を認めてもらえない
8. 住宅を借りづらい
9. 法整備が不十分であり、婚姻や相続などで不利益を受けている
10. 行政機関などの相談・支援体制が不十分
11. その他( )

問13. あなたは、性的少数者に対する差別や偏見のない社会を実現するためには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 啓発・広報活動の推進
2. 講座の開催
3. 相談機能の充実
4. 法令の制定や制度の見直し
5. 子どもの頃からの教育
6. その他( )
7. わからない

## 6 【防災について】 (全1問)

問14. 防災や災害対策において、**男女の性別に配慮した男女共同参画の視点に立った**対応が特に必要だと思うことを次の中から選んでください。(○は3つまで)

1. 避難所運営の責任者に男女が共に配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点を入れること
2. 市の防災会議に男女が共に参画し、防災計画に男女両方の視点が入ること
- ~~3. 災害時の救援医療体制~~
- ~~4. 3. 災害時の要配慮者対策（乳幼児、障害者、妊産婦等へのサポート体制）~~
- ~~5. 4. 避難所の設備（トイレ、更衣室、洗濯物の干場等）や備蓄品（生活用品等）~~
5. 避難所等における性別を理由とした役割分担意識の解消
6. 避難所等における性暴力・DVの発生防止
- ~~6. 災害時に物資等を支給する際の配慮~~
7. 被災者に対する相談体制
8. 男女共同参画の視点に立った防災に関する市民への啓発
- ~~8. 9. その他（~~ )



問19. (問17で「相談しようと思ったができなかった」と回答した方) あなたが相談できなかった理由を教えてください。(○はいくつでも)

1. 相談場所がわからなかったから
2. 相談予約をとったり相談時間を作ったりする手間が面倒だったから
3. 相談場所は知っていたが、世間体が恥ずかしくて相談できなかったから
4. 相談しても無駄だと思ったから
5. 相談するほどのことだと思わなかったから
6. 相談したらどうなるかわからず不安や恐怖が大きかったから
7. その他 ( )

問20. あなたは、DVについて、(ア)～(オ)の機関で相談できることを知っていますか。(それぞれ○は1つ)

	知っている	知らない
(ア) 警察	1	2
(イ) 市役所 (女性の相談窓口)	1	2
(ウ) 県が設置する男性のための相談窓口 (千葉県男女共同参画センター・健康福祉センター)	1	2
(エ) 県が設置する女性のための相談窓口 (千葉県女性サポートセンター・男女共同参画センター・健康福祉センター)	1	2
(オ) 国が設置する相談窓口 (#8008・DV相談プラス)	1	2

問21. 市に配偶者等からの暴力に対する男性の相談窓口があった方がよいと思いますか。(○は1つ)

1. あった方がよいと思う
2. 国や県にあればいいと思う
3. わからない

## 8 【男女共同参画社会の実現のための市の取り組み】 (全2問)

問22. あなたは、下記の男女共同参画実現の関連する市の計画や施設、実施事業について知っていますか。(それぞれ○は1つ)

	知っている	知らない
(ア) 船橋市男女共同参画計画「f(えふ)プラン」	1	2
(イ) 船橋市男女共同参画センター	1	2
(ウ) 船橋市男女共同参画フェスティバル	1	2
(エ) 船橋市男女共同参画講演会	1	2
(オ) 船橋市主催の男女共同参画に関わる市民向け各種講座	1	2
(カ) 船橋市男女共同参画情報誌「f」	1	2
(キ) 船橋市男女共同参画標語コンクール	1	2
(ク) 生き方相談(女性・男性)	1	2
(ケ) 女性のための法律相談	1	2
(コ) 市内公共施設における無料生理用品の設置	1	2
(サ) ふなばしパートナーシップ宣誓制度	1	2
(シ) 性的少数者交流会(マーブルアーチ)	1	2
(ス) 女性相談(DV等の困難な問題を抱える女性の相談を含む)	1	2

### 【計画や施設、事業の説明】

#### (ア) 船橋市男女共同参画計画「f(えふ)プラン」

男女共同参画社会の実現に向けた市の計画。平成13年に第1次船橋市男女共同参画計画「f(えふ)プラン」を策定し、現在は第4次計画(計画期間:令和4~8年度)まで進み、これまで、計画に基づき各種の施策を実施



#### (イ) 船橋市男女共同参画センター

JR船橋駅前フェイスビル5階にある男女共同参画の推進拠点施設。男女共同参画に関わる情報提供や図書の新着出し、チラシやパネル展での啓発、講座開催、相談事業等を実施している。



(ウ) 船橋市男女共同参画フェスティバル

参加団体の企画を通じて、広く市民に対して男女共同参画に関する意識啓発をするイベント



(エ) 船橋市男女共同参画講演会

男女共同参画社会形成の啓発活動として講演を実施し、男女共同参画の意識啓発をするイベント



(オ) 船橋市主催の男女共同参画に関わる市民向け各種講座

市民一人ひとりの個性や能力をいかし、『自分らしく生きること』の支援等のため、各種講座を実施

例：ワーク・ライフ・バランス、男性の子育て・介護参画促進、ハラスメント防止、性的少数者の理解、

男女共同参画の視点に立った防災、DV防止、各種法令や制度の周知



(カ) 船橋市男女共同参画情報誌「f」

男女共同参画の意識啓発をするための情報誌



(キ) 船橋市男女共同参画標語コンクール

男女共同参画社会の実現に向けての意識を育むことを目的として、中学生を対象に実施



(ク) 生き方相談（女性・男性）

女性・男性が抱える様々な悩みに女性相談者には女性カウンセラーが、男性相談者には男性カウンセラーが相談に応じる



(女性)



(男性)

(ケ) 女性のための法律相談

女性が抱える争いごとなど様々な法律に関する相談に女性弁護士が応じる



(コ) 市内公共施設における無料生理用品の設置

生理による女性のストレスや不安の解消のため、試行として市内公共施設における無料生理用品の設置



(サ) ふなばしパートナーシップ宣誓制度

同性・異性を問わず（同性カップル、事実婚等）、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、互いの関係性を市に宣誓し、市がその宣誓を証明する制度



(シ) 性的少数者交流会（マーブルアーチ）

LGBTに近い(そうかもしれない)10代～25歳の方のための居場所づくりの交流会



(ス) 女性相談

「生き方」「DV」「男女関係」「家族関係（親との確執、児童虐待）」などの困難な問題を抱えた女性の相談に、女性相談支援員が応じる



問23. あなたは、男女共同参画社会を実現するために、今後、市はどのようなことに取り組んでいくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

1. 男女共同参画に関する広報など啓発の推進
2. 男女共同参画に関する学習機会の充実
3. 企業などが男女共同参画推進に積極的に取り組めるよう、情報提供等の働きかけ
4. 政策における意思決定や方針決定の場への女性参画の推進
5. 男女が共に仕事と家庭生活・地域生活を両立できるような支援策の充実
6. 配偶者等からの暴力をなくすための施策の充実
7. 困難な問題を抱える女性のための支援の充実
8. 男女共同参画を推進するための条例の制定
9. その他 ( )

## 9 【男女共同参画に関する条例について】 (全+2問)

船橋市では、男女共同参画社会実現に向けて、平成13年に第1次男女共同参画計画「f（えふ）プラン」を策定し、現在は第4次計画（計画期間：令和4～8年度）まで進み、これまで、計画に基づき各種の施策を実施してまいりました。

今後、男女共同参画を更に推進していくため、船橋市における男女共同参画に関する条例の検討の基礎資料とさせていただきます。ご回答をお願いいたします。

男女共同参画に関するこれまでの動き

### 【国】

平成11年 男女共同参画社会基本法施行  
平成13年 DV防止法施行  
平成27年 女性活躍推進法施行  
平成30年 政治分野における男女共同参画推進法施行  
令和5年 L G B T理解増進法施行  
令和6年 困難女性支援法施行

### 【千葉県】

令和6年 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例施行  
(年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重されることを目的)

### 【千葉県内の市町村】

市名	施行日	条例名
千葉市	平成15年4月1日	千葉市男女共同参画ハーモニー条例
佐倉市	平成15年4月1日	佐倉市男女平等参画推進条例
習志野市	平成16年7月1日	習志野市男女共同参画推進条例
市原市	平成17年4月1日	市原市男女共同参画社会づくり条例
我孫子市	平成18年7月1日	我孫子市男女共同参画条例
市川市	平成19年4月1日	市川市男女共同参画社会基本条例
富津市	平成21年4月1日	富津市男女共同参画のまちづくり条例
木更津市	令和5年4月1日	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例
流山市	令和5年4月1日	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例

### 【条例とは】

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。(地方自治法第14条①)

※ 第二条第二項の事務…地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定める。議会の議決が必要となるものです。

千葉県条例や船橋市計画の詳細については、下記ホームページでご覧いただけます。

- ・千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/tayouseisoncho/joureinaiyou.html>



- ・船橋市第4次男女共同参画計画（船橋市ホームページ）

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/danjyokyoudou/001/p102632.html>



問24. 男女共同参画社会の実現を推進するために、船橋市で男女共同参画に関する条例を制定することについて、あなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか。（○は1つ）

1. 条例があった方が効果的に推進できると思う ⇒問25へ
2. 法律や県条例があることや、市の計画によって推進していることから、条例の制定は必要ないと思う ⇒問26へ
3. わからない ⇒問26へ
4. その他（ ） ⇒問26へ

問25.（問24で「条例があった方が効果的に推進できると思う」と回答した方）

条例に盛り込むべき内容について、どのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

1. 男女平等や女性活躍、仕事と家庭の両立などの男女共同参画の推進に関すること
2. 性的指向（※）や性自認（※）への理解促進に関すること  
※性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念  
※性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念
3. 国籍・障害の有無・年齢などの多様性についての理解促進に関すること
4. わからない
5. その他（ ）

**10** 【あなたのご意見をおききします】 (全1問)

問26. 男女共同参画に関するご意見やご要望などございましたら、ご記入(入力)ください。

**【あなた自身のことについて】** 令和7年8月1日現在でお答えください。

1. あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1. 男性
2. 女性
- ~~3. ( )~~ ※自認する性を記入してください
3. その他 ( ) ※自認する性をお書きいただける場合はご記入ください。

2. あなたの年齢を教えてください。(○は1つ)

1. 18～19歳
2. 20～29歳
3. 30～39歳
4. 40～49歳
5. 50～59歳
6. 60～69歳
7. 70歳以上

3. あなたの職業を教えてください。(○は1つ)

\*兼業されている場合は、最も収入が多いものを選んでください。

1. 正規の職員・従業員 ⇒問A-4へ
2. パート、アルバイト、契約、派遣、嘱託の社員 ⇒問A-4へ
3. 会社などの役員 ⇒問A-4へ
4. 自営業主（雇入あり） ⇒問A-4へ
5. 自営業主（雇入なし） ⇒問A-5へ
6. 家族従業者 ⇒問A-4へ
7. 家事専業 ⇒問A-5へ
8. 学生 ⇒問A-5へ
9. 無職 ⇒問A-5へ
10. その他 ( ) ⇒問A-5へ

4. ~~あなたを雇用している~~あなたの勤務している、またはあなたが経営している企業全体の従業者数を教えてください。(○は1つ)

1. 9人以下
2. 10～49人
3. 50～99人
4. 100～299人
5. 300～499人
6. 500～999人



1. 南部地区
2. 西部地区
3. 中部地区
4. 東部地区
5. 北部地区

\*南部地区・・・宮本、市場、東船橋、東町、駿河台、本町、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、柴町、潮見町、高瀬町、南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神

\*西部地区・・・山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山、二子町、本中山、行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町、旭町、丸山、上山町、馬込町、馬込西、藤原

\*中部地区・・・夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町、高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台、高根台、芝山、新高根

\*東部地区・・・前原東、前原西、中野木、二宮、飯山満町、滝台町、滝台、薬円台、薬園台町、七林町、三山、田喜野井、習志野、習志野台、西習志野

\*北部地区・・・二和東、二和西、三咲町、三咲、南三咲、八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台、松が丘、大穴町、大穴南、大穴北、小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井町、坪井東、坪井西

質問は以上です。アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

皆様からいただいたアンケート結果はとりまとめを行い、後日、船橋市ホームページにて公開いたします。